

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から同年 12 月まで

昭和 47 年に夫婦共に国民年金に加入し、申立期間は、私が二人分の国民年金保険料を A 市 B 支所に納付していた。申立期間における夫の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ未納となっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 47 年に夫婦連番で払い出されていることから、夫婦で一緒に国民年金保険料を納付する意思があったことがうかがえ、申立期間について申立人の夫は納付済みとなっている。

また、国民年金に加入した昭和 47 年 1 月以降は、申立人の申立期間を除き夫婦共にすべて保険料納付済みであることから、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえ、「夫の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ未納となっていることには納得できない。」とする申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間当時、申立人の夫は自営業であったが経営状況は良好であったとしており、申立人の国民年金保険料の納付が困難であったとする特段の事情は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年3月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA鉄工所における資格取得日に係る記録を同年3月10日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和37年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月から同年12月まで  
② 昭和29年8月から30年4月まで  
③ 昭和37年3月

私は、株式会社Bに勤務した申立期間①、②及びA鉄工所に勤務した申立期間③の期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、厚生年金保険の加入期間が無いとの回答を受けた。各申立期間については、事業所に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A鉄工所に勤務したと主張する申立期間③の期間については、申立人が所持する給与支払明細書及び同僚の証言から、同鉄工所において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準報酬月額については、昭和37年4月の社会保険事務所の記録及び同年5月分の給与支払明細書の写しの厚生年金保険料控除額から2万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和37年4月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所と

しての記録が無い。しかし、当該事業所は、複数の同僚の証言によれば、申立期間において5人以上の従業員を雇用し、鉄鋼業を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

株式会社Bに勤務したとする申立期間①及び②の期間については、当該事業所における勤務の事実を確認できる資料は無く、当時の事業主は死亡しているため証言を得ることができず、同僚からも、両申立期間における申立人の勤務の事実について具体的な証言を得ることができなかった。

また、株式会社Bの健康保険厚生年金被保険者名簿により、申立期間①及び②の申立期間におけるすべての被保険者を確認したが申立人の名前は無い。

さらに、同僚から、「当時、株式会社Bの従業員の雇用内容は、仕事の繁忙期に雇用し閑散期には解雇することが日常的に行われていて、私も1年くらい仕事を休んでいた時期がある。」との証言があった。

このほか、申立期間①及び②の期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 53 年 3 月まで

申立人は病気療養中のため母親の私が代理で申立てを行う。また、当時の手続や国民年金保険料の納付等も母親の私が行っていた。

申立人は 18 歳の時、東京の大学に入学し 6 年後に卒業、昭和 49 年に就職したが父親が病気になったため、50 年に A 市に帰った。申立人の住民票は A 市のままだったと思う。

母親の私は昭和 52 年まで B 税務署に勤務していたので、勤務先に近い郵便局の窓口で毎月、国民年金保険料を納付していたが、加入手続を、いつ、どこで行ったのかの記憶は無い。

当時の国民年金保険料の金額は記憶に無く、領収書等の証拠資料も残っていないが、国民年金のことは理解しており、意識して納めているので納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付を行っていたとする申立人の母親も申立人の国民年金加入手続に係る記憶が無く、加入状況が不明である。

また、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付していたとしているが、A 市において郵便局で国民年金保険料を納付できるようになったのは平成 11 年 4 月からであることから不合理である。

さらに、申立人の母親は代理申立て後に亡くなり、申立人の父親も既に亡くなっているため、国民年金保険料額等、当時の状況の詳細について確認することができない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の弟と連続番号で昭和 54 年 4 月ごろに払い出されており、それまでは国民年金に未加入であったと推認され、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

その上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で現年度保険料となる昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料は申立人及び申立人の弟とも納付されているが、過年度保険料となる申立期間に国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人の弟も 48 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料の納付記録を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月及び46年9月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月  
② 昭和46年9月から47年3月まで

申立期間について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、私の国民年金保険料の納付等の国民年金に関する手続を行っていた母から、私の国民年金保険料は自治会集金人のAさんに毎月納付しており未納期間は無いと聞いている。私は建設関係の仕事のため転職が多かったが、その間、母は国民年金保険料の納付等の国民年金に関する手続は間違いなく行っていたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金に関する手続及び国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、これらを行っていたとしている申立人の母が、申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、平成15年5月22日の時点で厚生年金保険の資格喪失日が昭和44年12月1日から45年1月1日に、国民年金の取得日が44年12月1日から45年1月1日にそれぞれ訂正され、44年12月分の国民年金保険料が申立人に還付されていることが確認できる。この訂正によって、申立期間①は国民年金及び厚生年金保険の被保険者資格が重複した期間となり、旧国民年金法の規定によって国民年金保険料の納付義務があったものの、平成15年5月22日に記録の訂正が行われたために未納となった期間であることから、当該期間の国民年金保険料は時効のため納付ができなかったと推測できる。

さらに、社会保険事務所保管の被保険者台帳によると、申立期間②前である昭和46年1月及び同年4月から5月にかけての国民年金保険料に関する記録の欄にそれぞれ「申免」及び「今年度申免」と記載があることから、国民年金に関する手続を行っていた申立人の母が申立期間②の国民年金保険料について、免除の申請をした可能性を否定できず、申請免除後に申立人の厚生年金保険の加入が判明したことにより、申請免除が取り消されたものと推測される。

加えて、申立人の国民年金に関する手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母は既に死亡しており、申立期間当時のB自治会の集金人であったA氏も「申立人の国民年金保険料を集金していた記憶は無い。」と証言しており、申立期間当時の国民年金保険料の納付等に関する具体的な状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年から47年8月まで

私は、昭和42年にA市B町にあったC株式会社の社宅へ入居した後、社宅の当番から勧められて国民年金に任意加入した。国民年金手帳は、現在所持しているもの以外に2冊あり、申立期間当時の国民年金手帳の色は国防色であったことを覚えている。

国民年金に加入後は、毎月社宅の当番に国民年金保険料を納付していたので、申立期間について、国民年金保険料の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、C株式会社の社宅において国民年金保険料の集金の事務を担当していた社宅の当番に勧められて国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人が記憶している当該当番自身は、「申立人に国民年金の加入を勧めたことも、申立人の国民年金保険料を集金したことも覚えていない。」と述べていることから、申立内容を確認することができなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月ごろに任意加入者として払い出されていることが推測でき、制度上任意加入者はさかのぼって国民年金の加入資格を付与されないことから、申立期間は国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は国民年金の加入の経緯についての記憶はあるものの、加

入時期についての記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、そのほかに加入時期を特定できる証言も得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から7年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から7年12月まで

私は、平成元年から7年までの間に、A市役所の年金の担当者から「年金を受給するためには、過去の未納となっている国民年金保険料をすべて納めた上、これから先の国民年金保険料も納めていけば良い。」と言われ、当時、同居していた義理の母親にお金を借りて国民年金保険料を納付したことを記憶している。納付の時期、納付した国民年金保険料の対象月及び納付金額に関する記憶は定かではないが、かなりの金額を一括納付したと記憶している。一括納付した後の期間の国民年金保険料については納付したかどうかの記憶は無いが、それ以前の未納となっていた期間の国民年金保険料については間違いなく一括納付している。

私は、基礎年金番号のほかに、別の国民年金手帳記号番号が記載されている国民年金手帳を所持しており、当該番号に私の国民年金の記録が登載されていると思うので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間は84か月と長期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、一括して納付したと申し立てているが、納付金額、納付時期等についての記憶が曖昧である上、申立期間は国民年金保険料特例納付制度が実施された時期ではないことから、7年分の国民年金保険料を一括納付したとの主張は不合理であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見いだすことができない。

さらに、申立人は、基礎年金番号とは異なる国民年金手帳記号番号（以下、

「記号番号」という。)が記載された国民年金手帳を所持しているが、当該手帳は、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿において、別人の記号番号が誤って記載された手帳であることが確認できる上、当該記号番号の記録に申立期間の国民年金保険料の納付記録が登載されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、社会保険庁及びA市が管理する申立人の国民年金資格記録において、最後の被保険者資格喪失日は昭和53年9月18日となっており、申立期間中に被保険者資格取得の届出が行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人に別の記号番号が払い出され、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間及び 3 年 4 月から 8 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月まで  
② 平成 3 年 4 月から 8 年 3 月まで

A 市役所の人に「国民年金保険料が溜まっているので払ってほしい。」と自宅を度々訪問されたことがあり、その都度「払えない。」と言っていたところ、免除の手續を勧められた。私は A 市で自営業を営んでいたが、平成元年 2 月に廃業して単身東京に行き、妻子へは仕送りをしていたので、妻が二人分の免除の手續をしてくれていたと思う。申立期間について、妻の国民年金保険料のみ免除が承認されているのに、同一世帯に住む自分の記録が未納のままとなっているのはおかしい。

妻とは平成 13 年に離婚をしているが、今回の申立てをするにあたり、私の国民年金保険料の免除の手續を行ったと証言もしてくれている。妻は必ず二人分の免除手續をしているので、申立期間の国民年金保険料は免除されていたと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について申立人の元妻が申立人の国民年金の免除手續を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金保険料が申請免除されていたことを示す関連資料は無い。

また、申立人は免除の手續に直接関与しておらず、申立人の元妻も、「申立人の指示により証言書を書いたが、免除手續を行ったかどうか記憶に無い。」と証言しており、国民年金保険料の免除の手續に関する記憶は曖昧であり、当時の具体的な状況が不明である。

さらに、国民年金保険料の免除申請の処理に際しては、当該世帯の所得に応じて免除を受けたいとする納付義務者全員ではなく、優先順位の高い者のみの免除を承認する取扱いが行われており、申立人は、「収入は日給で1万3,000円あった。借金の返済のため月20万円を毎月送っていた。」としていることから、申立人の元妻のみ免除が承認された可能性を否定できず、現に申立期間以外にも元妻のみが免除となっている期間がみられる。

加えて、申立人の国民年金保険料の納付記録があるのは、平成12年1月以降であり、それ以前は免除期間以外に国民年金保険料の納付記録が無く、国民年金に対する意識が高かったとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から10年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から10年2月まで

私は、社会保険事務所に平成6年11月から10年2月までの国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付の記録が確認できなかった旨の回答を受けた。

平成6年11月2日に会社を退職した後、国民健康保険と同時に国民年金にも加入し、国民健康保険料及び国民年金保険料については毎月納付書で納付していたし、集金人が来たときはその人に納付していた。領収書等はないが、少なくとも1年以上は納付しているはずなので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人及び8か所の金融機関窓口で納付したと申し立てているが、3年以上の長期間にわたって国民年金保険料の領収済通知書がA市又は社会保険事務所に送付されていないのは不自然である。

さらに、社会保険庁の基礎年金番号付番記録及びA市が保管する記録によると、申立人は国民年金手帳の送付による職権適用によって国民年金の資格を取得しており、国民年金の新規資格取得に係る基礎年金番号の付番年月日は平成9年12月10日となっていることが確認できることから、申立期間のうち、7年10月以前の期間は時効により国民年金保険料納付できない期間である。

加えて、申立人は、申立人の自宅を訪問していたA市の徴収員の容姿につ

いて「中高年の女性で、ぽっちゃり型であった。」と述べており、申立期間当時、申立人が居住していた地区における国民年金保険料の徴収員及び国民健康保険料の徴収員の容姿に関する証言から、申立人が記憶している徴収員は国民健康保険料の徴収員であったことが推測され、申立人が納付したとする国民年金保険料は国民健康保険料であった可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から同年12月までの期間及び48年9月から平成3年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から同年12月まで  
② 昭和48年9月から平成3年12月まで

20歳から土木建設の仕事をしていたが、厚生年金保険の無い会社だったので、会社が国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してもらっていたことや、昭和58年ごろ知人からお金を借りて5万円ぐらい国民年金保険料を納付したことを覚えている。

給与から国民年金保険料として毎月5,000円から8,000円ぐらい控除されており、ずっと私の国民年金保険料として納付されていたものと信じていたのに、納付記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は給与から控除されており、会社が納付してくれていたはずだと主張しているが、申立期間のうち昭和57年1月より前の期間については、国民年金の加入に関して国籍要件があり、申立人が日本国籍を取得したのは平成14年10月18日であることから、申立人は、制度上、国民年金の被保険者となることはできず、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人の年金手帳記号番号は、平成13年11月21日に払い出されており、当該番号は申立人の基礎年金番号であることから、基礎年金番号が導入された9年1月の時点で申立人は国民年金に加入していなかったことが

推認される上、13年11月の時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が記憶しているAという会社の連絡先は不明であり、ほかの勤務先についての記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>で、雇用保険の加入記録も無い<sup>ない</sup>ため申立期間当時の勤務先を特定できない上、お金を借りた知人や当時の同僚についても所在不明で、ほかに申立期間当時の具体的な納付状況について証言を得ることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年1月までの期間、50年11月から52年3月までの期間、54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年1月まで  
② 昭和50年11月から52年3月まで  
③ 昭和54年2月及び同年3月

年金記録を確認したところ、申し立てたすべての期間の国民年金保険料が納付されていないものとなっていたが、申立期間①と②の期間は、収納組織である婦人会に国民年金保険料を納付し、申立期間③の期間は、役場に国民年金保険料を納付したはずであり、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間①について、社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和52年6月となっており、当該時点では申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人も申立期間①当時、国民年金の加入手続をした記憶は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は収納組織である婦人会に国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和52年6月であることから、申立期間②については過年度保険料であり、過年度保険料を収納組織で納付することは制度的に不可能である。

加えて、申立期間③については、昭和 54 年 3 月に婚姻し、任意加入の対象となった申立人は同年 4 月に資格喪失しており、その直前である当該期間の国民年金保険料を納付していない状況は必ずしも不自然ではなく、ほかに国民年金保険料の納付に係る具体的な証言が無いものとなっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 1 日から平成元年 3 月 21 日まで  
株式会社Aで正社員の営業部長として、ゴルフクラブの注文販売等を担当していた。

同僚のB氏とは以前、別会社をほぼ同時期に退社し、その後、株式会社Aに同時期に入社及び退社をした。

厚生年金保険の加入の証拠となる書類等はないが、申立期間に受けていた給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたと同僚が証言をしているが、申立人の雇用保険の加入記録は同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 63 年 7 月以前であり、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料はない。

また、雇用保険の失業給付が昭和 63 年 5 月 31 日に決定され、同年 9 月 4 日まで支給されているため、その期間に引き続き申立事業所に勤務をしていたとは考え難く、失業給付終了後に雇用保険の被保険者資格の取得手続きが行われた形跡もない。

さらに、株式会社Aは平成 3 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる資料及び証言を得ることができない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録には申立人の氏名が無く、健康保険整理番号に欠番もないことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実

を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 10 月ごろから 26 年 1 月 25 日まで

私は、昭和 16 年 8 月から 17 年 2 月まで勤務していた合資会社 A（現在は、B 株式会社。以下同じ。）に 24 年 10 月ごろ再度入社し、26 年 1 月 25 日ごろまで勤務していたと記憶している。同社における厚生年金保険の記録が無いが、申立期間について、正社員として同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、合資会社 A における複数の同僚の名前を記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推測できるものの、申立人が申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管する合資会社 A の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人が記憶している同僚は既に他界している上、現在の事業主も「申立期間当時の関係資料は無く、事情を知る者もいない。」旨の証言をしていることから合資会社 A における勤務形態等について確認することができない。

加えて、申立人は、合資会社 A における入社時期に関する記憶が曖昧であり、ほかに入社時期を特定できる証言も得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月18日から32年3月まで

夫は死亡しているため、詳細はわからないが、結婚当初、夫から「昭和32年ごろまでA株式会社の醸造部門で働いていた。」と聞いていたが、A株式会社における夫の厚生年金保険の加入期間が昭和28年3月から同年6月18日までしか無い。同社に働いていたと思われる同年6月18日から32年3月までの期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、A株式会社における当時の社会保険事務担当者は、「A株式会社の醸造部門の従業員は、ほとんどが期間工であり、当該従業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している上、同僚も「醸造部門の従業員は、ほとんどが期間工で、自分も期間工であり、この期間は厚生年金保険に加入していなかった。申立人も期間工であったと思う。」と証言している。このことから、同社においては、雇用形態によって厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

さらに、申立人は既に他界しており、申立人からA株式会社における雇用形態等について確認できない上、同社は昭和36年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び当時の役員も所在が不明であることから、申立人の雇用形態等に関する関連資料及び証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月10日から同年12月1日まで  
② 昭和31年11月20日から32年10月16日まで  
③ 昭和38年5月1日から同年11月15日まで

昭和30年3月ごろ、株式会社Aに就職して寮内でクリーニング店の受付をしていた。この職場の環境はとても良く、年金記録の回答のように中途退社する理由は考えられず、結婚を機に退職した32年10月16日までの間、厚生年金保険に加入していたことは間違いないものと考えている。

昭和38年の春ごろ、夫と別居してから生活が苦しくなり、結婚前に勤めていたB株式会社（旧株式会社A）に再就職した。この職場は、衣類を洗濯する作業工場であった。働いていた期間は多少曖昧であるが、同年5月1日から同年11月15日ごろまでと記憶している<sup>あいま</sup>ので、この期間も厚生年金保険に加入していたと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の厚生年金保険料控除に関する記憶も無い。

また、申立期間①については、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和30年8月10日喪失及び健康保険被保険者証返納の記録があり、申立期間②については、31年11月20日喪失、健康保険被保険者証返納及び継続療養受給届の記録がある上、申立期間①及び②の期間中、申立人は1人で勤務していたため、当時の同僚から勤務状況を確認することができなかった。

さらに、申立期間③については、健康保険厚生年金保険被保険者原票に名前は無く、申立人が当時一緒に勤務していた同僚の名前を覚えていないことか

ら、申立期間の勤務実態、厚生年金保険の加入及び納付状況を確認することができなかった。

加えて、全申立期間に係る事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主からも回答が得られず、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年ごろから 48 年ごろまで  
② 昭和 48 年ごろから 49 年ごろまで

私は昭和 46 年ごろから 48 年ごろまで、株式会社Aの経営する飲食店に勤務した。同社は、店舗が何か所かあり、当時の同僚はB、C、D、Eと言う人がおり、10 名ぐらいの人が働いていたと記憶している。他にF、Gさんがいたが2名はすぐに独立した。Fさんと以前に話をした際に同社の期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていたと話していたので、私も加入しているはずだと思う。申立期間について厚生年金保険の期間として認めてほしい。

また、株式会社Aを辞めた翌日からはHに昭和 49 年ごろまで勤務した。当時の社長はIさんといい、社員は社長の身内を含めて4から5名であった。健康保険証を受けていたかどうか記憶には無いが、常勤として働いていたので、厚生年金保険の加入を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①については、雇用保険の記録から昭和 46 年 11 月 26 日から 47 年 10 月 19 日の期間については勤務していたことは認められるものの、事業所は58年8月29日付で厚生年金保険の適用が無くなっており、当時の代表者から申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認することができなかった。

また、当時の同僚には雇用保険の加入後、数か月して厚生年金保険に加入している者が見られ、当時の同僚の証言からも事業所が試用期間を設けて雇用していたことがうかがえる。

申立期間②については、事業所の厚生年金保険の新規適用年月日が平成6年9月1日であり、申立期間には、厚生年金保険が適用されていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 9 月まで  
昭和 57 年 4 月から 61 年 9 月まで株式会社Aで仲居をしており、月額 14 万円から 15 万円の月給であった。同僚にBさんやCさんがいた。厚生年金保険に加入していないとは考えられないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について株式会社Aで勤務していたことは、同僚の証言から推認できるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録により、株式会社Aの申立期間におけるすべての被保険者を確認したが申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番が無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、同僚からは、「申立人が申立期間について株式会社Aで勤務していたことは覚えているが、厚生年金保険に加入していたかどうかまではわからない。私が、同社に勤務していた頃は厚生年金保険に加入しておらず、また健康保険は国民健康保険に加入していた。」との証言が得られ、当該同僚も株式会社Aにおける厚生年金保険の加入記録は無かった。

加えて、当時の事業主の、連絡先が不明であり、申立てに係る勤務時期及び勤務状況等について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月 22 日から 31 年 6 月 28 日まで  
② 昭和 31 年 7 月 11 日から 32 年 7 月 8 日まで  
③ 昭和 32 年 7 月 8 日から同年 9 月 13 日まで  
④ 昭和 32 年 9 月 13 日から 33 年 8 月 8 日まで

申立期間のうち、①、②、④の期間についてはA氏の漁船に、また、③の期間については、A氏がB合資会社から借り受けた漁船に乗っていた。

昭和 30 年 7 月から船員手帳をもらい、船員の健康保険を使って病院で治療を受けたことも覚えている。

船員保険料も控除されていると思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、船員手帳の記録及び同僚の証言から、A氏の漁船及び同氏が借り受けた漁船で勤務していたことは推認できるが、申立人が船員保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、A氏については、船員保険の適用事業所となっておらず、B合資会社については、③の申立期間に関し、船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の氏名が欠落したとは考え難い。さらに、申立人と同一漁船に乗っていた船長のC氏について、申立期間について、船員保険の加入記録が無く、当時の同僚からも、船員保険料が控除されていたことの証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から40年2月15日まで

A株式会社に昭和39年6月1日に入社し、40年2月16日、合併により株式会社Bとなるまで引き続いて勤務していた。当時の同僚にC、D、Eがいた。この度、株式会社F（現在の事業主）に確認したところ、私の入社は39年6月1日で退職金の算定もこのときからだとのことだった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A株式会社に在籍していたことは事業主、元同僚の証言等から推認できるものの、申立期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、事業主から提出された「健康保険番号一覧」に、申立人の健康保険番号は「79」、資格取得日は昭和39年6月1日と記録されていることから、A株式会社及び株式会社Bのそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、当該健康保険番号はA株式会社での取得ではなく、株式会社Bにおいて40年2月16日に取得した健康保険番号であることが確認された。

さらに、複数の元同僚に申立人の申立期間の保険料控除等について照会したところ、申立人の勤務の事実が推認できる証言はあったものの、保険料控除について具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する、申立期間におけるA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、同原票の整理番号は連番で欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 56 年 9 月まで

昭和 53 年 4 月、学校の紹介により A 産婦人科（当時）に入り、住み込み勤務をしながら B 看護専門学校に通学し、55 年 4 月に免許を取得、その後 56 年 9 月まで働いていた。私と同じように A 産婦人科で働きながら B 看護専門学校に通学していた同期に C 氏、D 氏がいた。免許取得後も退職まで同期とは勤務条件での差別もあったが、A 産婦人科で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A 産婦人科に在籍していたことは、事業主、元同僚の証言や申立人が提出した集合写真等から確認できるものの、申立期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、事業主は、「平成 11 年以前の資料を保管していないため、厚生年金保険の適用の有無についての確認はできなかった。」とした上で、「当時は、雇用保険及び社会保険の適用をしていなかったと思われる。」と回答している。

さらに、元同僚で B 看護専門学校の同期 2 名のうちの 1 名は「自分が A 産婦人科で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、B 看護専門学校を卒業して 2 年 6 か月後の昭和 57 年 11 月からであった。」と証言し、他の 1 名は「B 看護専門学校に通学していた期間を通して、A 産婦人科では厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入していた。」と証言していることから、当時、A 産婦人科においては、働きながら B 看護専門学校に通学する、いわゆる看護学生の期間について厚生年金保険の適用をしておらず、

また、免許取得後もしばらくの間は試用期間としての扱いがなされていたことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管する申立期間におけるA産婦人科の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、同原票の整理番号は連番で欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年8月22日まで  
昭和23年4月1日から同年8月22日までA株式会社B支店で事務員として働いていた。厚生年金保険の加入期間について照会申出書を提出したところ、この期間について加入事実が無い旨の回答をもらった。辞令の写しだけが残っており、厚生年金保険料の控除が確認できる資料は無いが、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、申立人が提出した昭和23年4月1日付けの「事務員を命ずる」と記載された辞令から、申立人が申立期間についてA株式会社B支店に勤務していたことは推認できるものの、申立期間当時にA株式会社B支店で既に事務員として勤務していた同僚から、同社では入社してすぐは本採用とならず、社会保険の適用されない半年程度の試用期間があった旨の証言があり、申立人の申立期間は試用期間であり、申立人が厚生年金保険に加入していなかったことが推認される。

さらに、A株式会社C支店管理担当者は、「申立人の申立期間について申立人の社員カードは無く、社会保険管理台帳に申立人の名前が記載されていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。